

令和6年12月4日

くろまぐろ遊漁の管理状況について

令和3年6月1日から始まった広域漁業調整委員会指示によるくろまぐろ遊漁に対する規制について、令和6年度の規制内容と管理状況は以下のとおりです。

1 令和6年度の規制内容

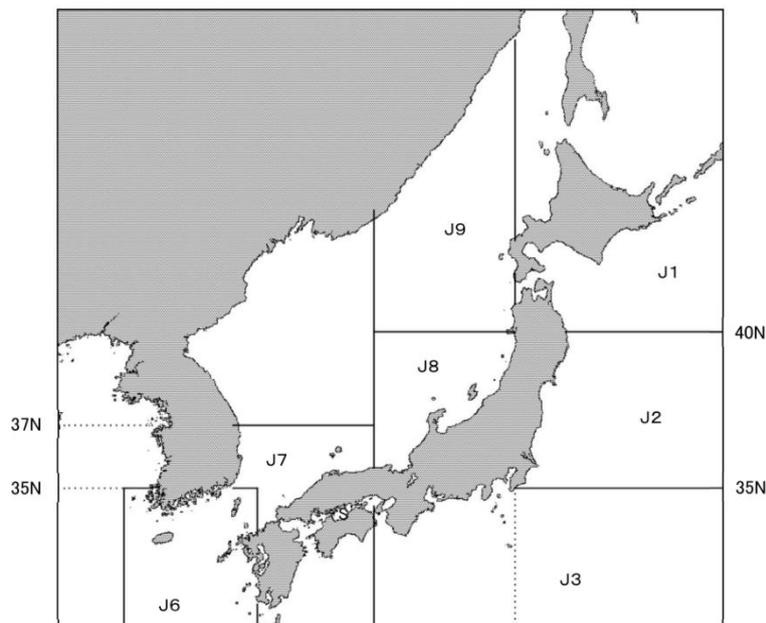
- 小型魚（30kg未満）は採捕禁止。
- 大型魚（30kg以上）のキープは1人1日1尾まで。
キープしたくろまぐろの重量・採捕海域について採捕から3日以内に水産庁に報告。
採捕数量は時期ごとに管理され一定量以上となった場合、採捕禁止となる。

2 令和6年度の採捕実績

くろまぐろ（大型魚）遊漁採捕量（令和6年11月25日17時30分更新） 35.2トン

時期	4～5月	6月	7月	8～9月	10～12月	R7年1月	2～3月
数量規制の目安	5トン	7トン	7トン	7トン	5トン	5トン	※
採捕実績	8.2トン	8.8トン	10.2トン	4.9トン	3.1トン		
主な採捕海域	J3海域	J8、J7、J6海域	J8、J7海域	J1、J8海域	J1海域		
採捕禁止期間	4/6～5/31	6/5～6/30	7/7～7/31	8/5～9/30			

※ 概ね40トンから全海区におけるR6.4.1～R7.1.31までの採捕数量の累計を差し引いた数量



3 農林水産大臣が広域漁業調整委員会指示に従うべき命令を発出した事例（詳細は裏面）

- 令和6年6月 2件（長崎県沖、山形県沖：禁止期間の大型魚採捕、
富山県沖：小型魚採捕）
7月 6件（山形県沖：小型魚採捕）
8月 2件（青森県沖太平洋側、富山県沖：陸揚げ後3日を超えた報告）
計11件（R6.4.1～R6.10.23）

※ 当該命令に違反した場合は、漁業法第191条に基づく罰則（1年以上の懲役または50万円以下の罰金）が適用される。

※ 令和6年3月31日までの広域漁業調整委員会指示違反に対する指導事例は14件

(参考) 農林水産大臣が広域漁業調整委員会指示に従うべき命令を発出した事例の詳細

1	違反者の情報	長崎県在住	令和6年6月、長崎県において実施した立入検査により確認
	違反時期	令和6年6月	
	違反海域	長崎県杵岐沖	
	使用船舶の情報	プレジャーボート	
	違反内容	採捕禁止期間におけるクロマグロ（大型魚）の採捕	
	大臣命令日	令和6年8月5日	
2	違反者の情報	富山県在住	令和6年6月、富山県において実施した立入検査により確認
	違反時期	令和6年6月	
	違反海域	富山県吉原沖	
	使用船舶の情報	プレジャーボート	
	違反内容	クロマグロ（小型魚）の採捕	
	大臣命令日	令和6年8月27日	
3	違反者の情報	山形県在住	令和6年6月、山形県において実施した立入検査により確認
	違反時期	令和6年6月	
	違反海域	山形県飛鳥島周辺海域	
	使用船舶の情報	遊漁船	
	違反内容	採捕禁止期間におけるクロマグロ（大型魚）の採捕	
	大臣命令日	令和6年8月27日	
4	違反者の情報	山形県在住	令和6年7月、山形県において実施した立入検査により確認
	違反時期	令和6年7月	
	違反海域	山形県飛鳥島周辺海域	
	使用船舶の情報	遊漁船	
	違反内容	クロマグロ（小型魚）の採捕	
	大臣命令日	令和6年8月30日	
5	違反者の情報	宮城県在住	令和6年7月、山形県において実施した立入検査により確認
	違反時期	令和6年7月	
	違反海域	山形県飛鳥島周辺海域	
	使用船舶の情報	遊漁船	
	違反内容	クロマグロ（小型魚）の採捕	
	大臣命令日	令和6年8月30日	
6	違反者の情報	宮城県在住	令和6年7月、山形県において実施した立入検査により確認
	違反時期	令和6年7月	
	違反海域	山形県飛鳥島周辺海域	
	使用船舶の情報	遊漁船	
	違反内容	クロマグロ（小型魚）の採捕	
	大臣命令日	令和6年8月30日	
7	違反者の情報	宮城県在住	令和6年7月、山形県において実施した立入検査により確認
	違反時期	令和6年7月	
	違反海域	山形県飛鳥島周辺海域	
	使用船舶の情報	遊漁船	
	違反内容	クロマグロ（小型魚）の採捕	
	大臣命令日	令和6年8月30日	
8	違反者の情報	宮城県在住	令和6年7月、山形県において実施した立入検査により確認
	違反時期	令和6年7月	
	違反海域	山形県飛鳥島周辺海域	
	使用船舶の情報	遊漁船	
	違反内容	クロマグロ（小型魚）の採捕	
	大臣命令日	令和6年8月30日	
9	違反者の情報	宮城県在住	令和6年7月、山形県において実施した立入検査により確認
	違反時期	令和6年7月	
	違反海域	山形県飛鳥島周辺海域	
	使用船舶の情報	遊漁船	
	違反内容	クロマグロ（小型魚）の採捕	
	大臣命令日	令和6年8月30日	
10	違反者の情報	青森県在住	令和6年8月、水産庁への採捕報告により確認
	違反時期	令和6年8月	
	違反海域	青森県津軽海峡（太平洋側）	
	使用船舶の情報	遊漁船	
	違反内容	陸揚げ後3日以内の報告	
	大臣命令日	令和6年10月8日	
11	違反者の情報	静岡県在住	令和6年8月、水産庁への採捕報告により確認
	違反時期	令和6年8月	
	違反海域	富山県富山沖	
	使用船舶の情報	遊漁船	
	違反内容	陸揚げ後3日以内の報告	
	大臣命令日	令和6年10月15日	